

## 中間到達度確認試験ミ二解説

### 【出題趣旨】

請負契約の契約不適合による解除の可否  
債権譲渡と抗弁の対抗  
保証債務の成否、付従性と抗弁の対抗

【解説】 基本は各10点を予定し、出来を考慮して相対的に再評価する方針

#### 1 請負契約の契約不適合による解除の可否

- 01 雨漏りや傾きは通常備えるべき性能を欠いた契約不適合（559条により請負契約にも準用される562条1項）。
- 02 工事は一応完成しているが不完全な債務不履行→催告解除（541条。建替えが必要なほどの問題が大きく軽微ではない。相当期間を定めてはいないが、10日以上経っており相当期間は経過したのでYは解除可能）。もはや催告が不要なほどの債務不履行（542条1項5号）とも。
- 03 解除の意思表示を要するがこれからでも良く、解除により原状回復（できた温室の撤去）請求まで可能（545条1項。可分給付でもないので一部解除の634条は不適用）。

#### 2 債権譲渡と抗弁の対抗

- 04 Xは債権譲渡についてすでに（債務者）対抗要件を備えている（467条）。譲受人からの通知であっても譲渡人の委任を受けて通知を代行したものであれば有効。
- 05 「対抗要件具備時まで譲渡人に対して生じた事由」でないと債務者は譲受人に対抗できない（468条1項）。

契約不適合は設計時に生じていて、解除はそれに基づくため、解除事由は対抗要件具備時前に生じているとして、Yは解除による請負代金の消滅をXに主張できる。

- 07 しかし、Xは代金の譲受人に過ぎず、50万円の返還はそれを受け取ったAが負担する義務であり、YはXには50万円の返還を求めることができない。

#### 3 保証債務の成否、付従性と抗弁の対抗

- 08 書面または電磁的記録の要件が満たされなければ保証債務は無効（446条2項・3項）
- 09 保証債務は主たる債務に付従するので対抗要件は主たる債務についてだけでよい  
→対抗要件の抗弁を出しても失当
- 10 保証人は主たる債務者の抗弁を援用でき（457条2項。50万円の弁済済の抗弁）、形成権は主たる債務者が行使するかいないか決定するまで履行拒絶ができる（同条3項）。